

ADVICE-40-004-26 EUDR 対応表示の含め方

参照規準文書 FSC-STD-40-004 V3-1:

- 2.1, 2.2, 2.3, 2.4 項
- 3.1 項
- 4.2 項
- 5.1, 5.7 項
- 8 項

承認日 2024 年 6 月 6 日、FSC 国際事務局理事会による

発効日 2024 年 7 月 1 日

範囲 本アドバイスノートは、適格なインプットとしてのみ、あるいはアウトプットの表示としても使用するかどうかに関わらず、製品グループの範囲に EUDR 対応表示を含めることを目的とする CoC 組織に適用される。

本アドバイスノートは、EUDR 対応+表示を製品グループの範囲に含めることを目的とする CoC 組織には適用されない。

用語と定義 **完全に検証されたサプライチェーン(Fully verified supply chain)** : 全ての認証取得者が<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を適用し、EUDR 対応+のアウトプット表示を管理する目的で製品グループを設定しているサプライチェーン。

EUDR 対応表示 (Regulatory Claim) : <FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>の要求事項を満たすインプットに基づき、販売及び納品文書に記載される表示。FSC 表示 (FSC リサイクルを除く) と組み合わせてのみ使用できる。例 : FSC 100%/EUDR 対応。

EUDR 対応+表示 (Regulatory+ Claim) : FSC100%/EUDR 対応+表示のみのインプットに基づき、完全に検証されたサプライチェーン内の全ての川上認証取得者が<FSC-STD-01-004 FSC EUDR 対応モジュール>を適用している場合に、販売及び納品書類に記載する表示。FSC 100%表示と組み合わせてのみ使用できる。

背景 FSC は、FSC 認証取得者が森林破壊のない製品に関する規則 (欧州連合) 2023/1115 (EUDR) を遵守するための自主的な追加規格である<FSC-STD-01-004 V1-0 FSC EUDR 対応モジュール>の実施を支えるため、本アドバイスノートを作成した。

FSC EUDR モジュールでは FSC 表示と組み合わせて使用できる「EUDR 対応 (または REG)」が導入されるが、本アドバイスノートは、FSC EUDR 対応モジュールを適用する CoC 認証取得組織と、適用しないがサプライチェーンにおける EUDR 対応表示の伝達を目的とする組織との間の潜在的なギャップに対処することを目的とする。

本アドバイスノートの目的は、FSC EUDR 対応モジュールを適用しない組織に対し、対応するアウトプット表示を管理するために、EUDR 対応表示をもつ製品グループを設定するための指示を提供することである。

EUDR 対応表示をサプライチェーンの川下に伝達することで、組織は特に混合リスクに対処し、顧客のデューデリジェンスの努力を支援することができる。

本アドバイスノートは（同じく FSC EUDR 対応モジュールの表示である）「EUDR 対応+」（または REG+）表示には適用されない。これは、組織は FSC EUDR 対応モジュールを認証範囲に含めなければ、この表示を伝達できないからである。ただし、組織は EUDR 対応+表示のインプット原材料を受け取り、それを EUDR 対応表示に「格下げ」することができる。

アドバイス

1. EUDR 対応製品グループの設定

1.1 組織は、EUDR 対応表示を管理する目的で製品グループを設定しなくてはならない。

1.1.1 すべての製品は表 1 に定められる通り、EUDR 対応及び/または EUDR+表示付きのインプット原材料のみで作られていなければならない。

1.1.2 製品グループ一覧には、適用される FSC 表示と組み合わせた EUDR 対応表示を明記しなくてはならない。（例：FSC100%/EUDR 対応）

注 1： <FSC-STD-40-004 V3-1 CoC 認証>の 8 項の要求事項は、本アドバイスノートの適用による影響を受けない。

注 2：組織は、本アドバイスノート 1.1.1 項の要求事項を満たしていれば、FSC 管理システムのいずれを使用しても製品グループを設定することができる。

注 3：EU 対応および EU 対応+表示は、それぞれ REG 及び REG+という略称で記載することもできる。（本アドバイスノートの表 1 及び 5.2 項参照）。

表 1: EUDR 対応アウトプット表示に対する適格なインプット

EUDR 対応アウトプット表示	適格なインプット
EUDR 対応（または REG）	EUDR 対応（または REG） EUDR 対応+（または REG+）

2. 原材料の調達

2.1 組織は、供給者の販売及び納品文書を検証し、供給者の販売及び納品文書に EUDR 対応表示(例：FSC100% /EUDR 対応)が明記されていることを確認しなければならない。

3. 原材料の取り扱い

3.1 組織は、<FSC-STD-40-004 V3-1 CoC 認証>の 3.1 項に規定される分離方法を、分離及び／又は識別を通じて、EUDR 表示を伴う原材料と他の FSC 認証（又は非認証）原材料との間に適用しなければならない。

注：認証範囲に含まれる EUDR 対応を伴う製品グループの場合、他の FSC 認証材料は非適格インプットとみなされる。

4. FSC 原材料及び製品の記録

4.1 組織は、対応する FSC 表示と合わせて、EUDR 表示を原材料収支記録に含めなければならない。

5. 販売

5.1 組織は、EUDR 表示を伴い販売される製品について発行される（物理的または電子的）販売文書に、各製品品目または製品合計について明確な表示（例：FSC100%/ EUDR 対応）が含まれていることを保証しなければならない。

5.2 EUDR 対応表示の完全な記述の代替として、組織は販売文書に「REG」という略語を使用することができる。
